

平成17年1月20日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役会長兼社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

ニュー・エルティーシービー・パートナーズ等による株式分配に関する発表中 未定または予定とされていた事項の一部の決定または変更について

当行の筆頭株主であるニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ(以下「NLP」といいます。)およびジー・ジー・アール・ケイマン・エル・ピー(以下「GGR」といい、NLPと総称して「分配者」といいます。)が、その保有する当行普通株式をNLPおよびGGRに対して直接または間接的に投資している投資家(以下、かかる投資家を「本件投資家」といいます。)に分配する手続き(以下「本件分配」といいます。)を開始した旨、平成16年12月30日に発表いたしました。その発表事項中、未定または予定とされていた事項の一部が決定または変更されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

上記決定または変更部分は下線で示したとおりです。

(2) 売出(分配)数

(訂正前)

約832,894,000株。

(予定。下記(8)記載のとおり、最終的な分配株式数は平成17年第1四半期(平成17年1月1日から3月31日まで)に決定される予定です。)

(訂正後)

約832,894,000株。

(予定。下記(8)記載のとおり、最終的な分配株式数は下記(8)に定義する分配株式数決定日に決定される予定です。)

(7) 受渡期日

(訂正前)

未定。(当行普通株式の本件投資家への分配は、平成17年第1四半期に完了する予定です。)

(訂正後)

分配株式数決定日の7営業日後の日。

(予定。受渡期日は下記(8)に定義する分配株式数決定日に決定されます。)

(8) その他の事項

(訂正前)

分配者は現在、合計して当行の発行済普通株式の約65%を保有しています。本件投資家から必要多数の同意を得た場合には、分配者は当行普通株式を現物分配の形で本件投資家に交付する予定です。分配者の

この文書は、米国または日本における当行の有価証券の売付けの申込みまたは購入の申込みの勧誘ではありません。日本国内における売出しを通じて当行の有価証券への投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出目論見書」(および訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。当該有価証券は、米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、米国において募集または販売を行うことは許されません。仮に米国における証券の公募が行われる場合には、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その目論見書は発行会社または売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。

上には多階層の中間的団体が存在することから、実際の分配は、分配者およびかかる中間的団体が最終の本件投資家に対して実施する一連の分配によって行われます。分配により、本件投資家はそれぞれ分配者に対する直接または間接的な出資額に応じて当行普通株式を受領することになると見込まれます。本件投資家に分配される株式は、当該株式に関して秩序ある相場が阻害されないよう、本件分配の完了後一定の譲渡制限に服することになります。なお、本件分配に関して必要多数の同意を本件投資家から得られなかった場合、本件分配は行われません。さらに、本件分配の実現について必要多数の同意を本件投資家から得ている場合であっても、分配者は、その裁量により本件分配を取りやめることがあります。

現物分配が行われた場合、本件投資家は、当行に対する間接的な投資持分（現在これはパートナーシップ持分の形式で保有されています。）に相当する当行普通株式を受領し、分配者に対する当該直接的または間接的な投資持分は、対応する額だけ減少します。これらの現物分配に対し本件投資家による金銭の支払は行われません。

本件分配により当行普通株式の現物分配を受ける本件投資家はすべて海外投資家です。なお、総分配株式数については、平成17年第1四半期に確定する予定です。

（訂正後）

分配者は現在、合計して当行の発行済普通株式の約65%を保有しています。本件投資家から必要多数の同意を得て、分配者は当行普通株式を現物分配の形で本件投資家に交付する予定です。分配者の上には多階層の中間的団体が存在することから、実際の分配は、分配者およびかかる中間的団体が最終の本件投資家に対して実施する一連の分配によって行われます。分配により、本件投資家はそれぞれ分配者に対する直接または間接的な出資額に応じて当行普通株式を受領することになると見込まれます。本件投資家に分配される株式のうち後述の売出しの対象とならない株式は、当行普通株式に関して秩序ある相場が阻害されないよう、本件分配の完了後、売却またはこれに類する一定の行為を行わないことが合意されております（後述のとおり、受渡期日から180日後まで。）。なお、本件分配の実現について本件投資家から必要多数の同意を既に得ておりますが、分配者は、平成17年2月7日(月)から平成17年2月10日(木)までのいずれかの日（以下「分配株式数決定日」といいます。）までは、その裁量により本件分配を取りやめることがあります。分配株式数決定日後は、本件分配の取りやめができるのは本件分配により法令違反が生じる場合等に限定されます。

現物分配が行われた場合、本件投資家は、当行に対する間接的な投資持分（現在これはパートナーシップ持分の形式で保有されています。）に相当する当行普通株式を受領し、分配者に対する当該直接的または間接的な投資持分は、対応する額だけ減少します。これらの現物分配に対し本件投資家から金銭の支払は行われません。

本件分配により当行普通株式の現物分配を受ける本件投資家はすべて海外投資家です。なお、総分配株式数および受渡期日については、分配株式数決定日に確定する予定です。

本件分配により当行普通株式を受領した本件投資家のうち、売出しを希望する投資家により、本件分配の受渡期日と同日を受渡期日とする日本国内および海外市場における売出しが行われる予定です。前述のとおり、本件分配にかかる当行普通株式であって当該売出しの対象とならないものについては、当該売出しにかかる受渡期日の180日後までの期間内において、当行普通株式等の売却またはこれに類する一定の行為を行わない旨の合意がなされております。

以 上

この文書は、米国または日本における当行の有価証券の売付けの申込みまたは購入の申込みの勧誘ではありません。日本国内における売出しを通じて当行の有価証券への投資を行う際は、必ず当行が作成する「株式売出目論見書」（および訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。当該有価証券は、米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、米国において募集または販売を行うことは許されません。仮に米国における証券の公募が行われる場合には、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その目論見書は発行会社または売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。